

狩場茂津多道立自然公園管理指針

H13.9.20 自然第 733 号通知

1 管理の基本的方針

狩場茂津多道立自然公園は、渡島半島北部の日本海側に位置し、檜山支庁と後志支庁にまたがる道南の最高峰狩場山の山岳景観、寿都町弁慶岬から北檜山町太櫓海岸に至る茂津多岬を中心とした海岸景観及び特殊な植物分布を特色とする大平山の西側（東側については、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域に指定されている。）を主要景観とする面積 22,647ha を有する公園であり、昭和 47 年 6 月 23 日に指定されている。

公園区域は、瀬棚町、北檜山町、寿都町、島牧村の 3 町 1 村にわたり、狩場山系の山岳地域、寿都町弁慶岬から北檜山町太海岸にかけての海岸地域及び大平山山岳地域の 3 地域から成り立っているが、風致景観の特性及びその保全についての課題については共通する部分が多いので、本管理指針においては公園全体を一つの管理計画区として取り扱う。

なお、特別地域の一部は林野庁の指定する「狩場山地須築川源流部森林生態系保護地域」となっており、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることとしている保存地区と、保存地区に影響が出ないよう緩衝の役割を果たす保全利用地区があるので、管理に当たっては留意が必要である。

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及びその保全対象

(狩場山山岳地域)

狩場山は、更新世に噴出した火山で開析が進み、すでに火山の原形態は失われている。

狩場山から噴出した溶岩は、角閃石輝石安山岩を主とし、その溶岩流は、東狩場山から東に流れ賀老川に、フモンナイ岳からは北に流れ原歌海岸に、前山からは西に流れて茂津多岬に達し、その流動面はやや平坦な幅広い尾根を形成している。特に前山から茂津多岬に達した溶岩流の末端は柱状節理の発達した豪壮な海蝕崖を形成し、優れた景観となっている。

狩場山の山麓を含む一帯、標高 900m 以下は北限に近いブナ林が広がり、垂直分布をみると、ブナ林の上限は狭いダケカンバ帯となってハイマツ帯に続いている。ブナ帯とダケカンバ帯の間に針葉樹林帯を形成せず、ブナ林の中にアオトドマツが点在しているのがこの地域の特色である。ブナ林の林床には、ミヤマシキミ、ヒメアオキ等があり、ブナ林の特徴が現れている地域である。

狩場山の高山帯のうち、残雪の多く残る平坦地（雪田）には、エゾゼンテイカ、イワイチョウ、ウメバチソウ等の湿性の高山植物群落が見られる。

また、尾根筋の乾燥した岩礫地では、ハイマツ群落が広く分布し、ウラジロナナカマドを交え、キバナシャクナゲ、ミヤマホツツジ、コケモモ、アオノツガザクラ、ガンコウラン、クロウスゴ等がみられる。

一帯はヒグマの生息が多く、その他の哺乳類ではシマリス、鳥類ではノゴマ等の各

種野生鳥獣が生息し、豊かな自然生態系が維持されている。

(海岸地域)

弁慶岬から瀬棚海岸にかけ、茂津多岬周辺を除いては第三紀の集塊岩からなる岩礁・海蝕崖が発達し、小規模ながら変化に富んだ海岸景観を形成しており、その背後には海成段丘があり、島牧の白糸岬から須築にかけての海岸景観は、最も優れている。

特に、茂津多岬は、狩場山の溶岩流が削られ、柱状節理のみごとな海蝕崖を形成し、また、赤岩周辺では海蝕洞もあって変化に富む興味深い景観である。

瀬棚海岸も第三紀の集塊岩の海蝕崖が連続しているが、三本杉、ローソク岩などの直立する大きい岩は、この集塊岩を貫く輝石安山岩の岩脈が海食に抵抗して残ったものである。

太櫓海岸には、粘板岩を主とするいわゆる中・古生層が発達しており、背後は、他と同様、海岸段丘の発達が著しい。

(大平山山岳地域)

大平山及びその山麓を流れる泊川周辺は、いわゆる中・古生層からなっており、このため大平山は、分布の限られた植物等貴重な高山植物を産する。

大平山周辺も広くブナ林に囲まれており、山頂部にはハイマツ帯も広がるが、こゝはいわゆる中・古生層からなるため、各種の高山植物に加えてオオヒラウスユキノウ等の固有種を産している地域である。

イ 保全対象の保全指針

本公園の特徴である狩場山山系のブナ林やお花畑、溪谷美に優れた河川など原始性の高い山岳地域、寿都町弁慶岬から北檜山町太櫓にみられる荒々しい海蝕崖を有する海岸地域、大平山の石灰岩性の植物がみられる地域等様々な景観及び生態系を維持するため、総合的環境の保護に努めることとし、必要に応じて道立自然公園条例以外の各種制度と連携し、国及び市町村との連絡調整を図る。

本公園区域内には、地域住民の生活、生産活動の場所が含まれるため、保護と利用について慎重に対応していく必要がある。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

自然性の高い狩場山山腹をおおうブナの天然林や種々の火山岩類からなる海蝕崖及び石灰岩植物を有する大平山、そこに生息する野生動物など、優れた自然景観や学術的にも貴重な自然生態系を広く利用者に理解してもらうため、利用拠点における案内板、解説板等の整備の充実、自然探勝歩道の整備や植生保護柵の設置等を行い、快適な公園利用を推進する。

イ 利用施設の整備及び管理方針

風致景観の保護のため利用施設は必要最小限とし、設置する場合には、自然環境の改変が少ない場所・工法を選定し整備する。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

自然とのふれあいの推進を図るため、関係機関等と連携をとりながら、自然観察等

の普及を推進する。

また、野生生物や特殊な地形等の保護管理及び快適な利用環境の維持のため、関係機関の協力を得て必要な規制を図るものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「北海道立自然公園条例施行規則」(昭和33年北海道規則第74号)、「道立自然公園許可届出等事務取扱要領」(平成12年3月31日付け自然第1361号)によるほか、原則として以下の取扱方針によるものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	①基本方針 主要利用動線、利用拠点における風致を保護するため、デザイン・色彩については、特に配慮する。 ②デザイン、色彩、材料 屋根：原則として勾配屋根とする。色彩については、こげ茶系とする。 しかし、周囲の状況に応じ、陸屋根や赤錆色、暗緑色等も認める。 外壁：原則として、茶色系、灰色、クリーム色、白色系等又は自然材料素地とし、華美な印象を与えない色彩とする。 デザイン：外部意匠は、極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたものとする。 ③修景緑化 建築物の周囲には、存来種を用いた修景のための植栽を可能な限り行う。
(2) 道路	①基本方針 主要利用動線、利用拠点における風致の保護に配慮する。 また、野生生物の生息・生育や繁殖に影響を与えないよう、自然環境の保全に努める。 ②付帯施設の取扱い 大型視線誘導標や電光掲示板等の設置を行う場合、支柱の色彩については、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則とする。防護柵及び防護ネットの色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則とする。 主要道路の防雪柵については、不必要な期間の取り外しや折り畳み等をできる限り考慮し、風致の維持に配慮する。 ③残土処理方法 残土は、公園区域外に搬出するなど、風致の保護上支障のないよう

	<p>適切に処理する。</p> <p>④法面処理及び修景緑化</p> <p>工事に伴い生ずる裸地及び法面は緑化することを原則とし、周囲の自然植生に近い植物群生に速やかに復元するよう適切な植物種及び緑化工法を用いる。早期緑化を図る目的で一般的に使用されている草本種を使用する場合でも、現地の植生状況を踏まえ、可能な限り先駆種を選定し、在来植生への移行を促進させるように努める。</p> <p>擁壁を設ける場合には、風致の保護上重要な箇所においては、極力、自然石や自然石に模した材料等を使用するよう努める。</p>
(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等	<p>①基本方針</p> <p>主要利用動線、利用拠点における風致の保護に配慮する。</p> <p>②規模、構造、色彩等</p> <p>ア 電柱</p> <p>主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向での電力線路・電話線路の新築・改築等に当たっては、極力、地下埋設化を行うよう指導する。</p> <p>また、それ以外の場所については、電力線・電話線を極力、共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則とする。</p> <p>イ 鉄塔・アンテナ等</p> <p>主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には新築しないことを原則とする。それ以外の場所については、必要最小限の高さとし、風致の維持に配慮する。</p>
(4) その他の工作物	<p>主要な展望地や利用動線における風致の保護に配慮する。</p> <p>特殊な用途を有するものを除き、外部の色彩は、茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地を原則とする。</p>
2 木竹の伐採	<p>主要道路沿線や利用拠点から眺望の対象となる場所については、風致の保護に配慮した施業方法によるものとする。</p>
3 広告物 (1) 指導標、案内板	<p>①基本方針</p> <p>公園利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板等は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとし、法令等により形状が規定されているものを除き、各利用拠点で展望や風致を考慮した上でデザインを検討する。</p> <p>②設置場所</p> <p>設置目的からして利用拠点や路線分岐点に限られるが、設置の目的を考慮した上で、展望や風致に支障がないよう適切に配慮する。</p> <p>③規模、材料、デザイン、色彩</p> <p>規模は必要最小限とする。</p> <p>極力自然材料を用い、周囲の自然と調和したデザインとする。</p> <p>色彩は、こげ茶、黒、白を基調とし、利用者に過度の印象を与える</p>

	ことのないものとする。ただし、赤、青、緑等の原色であっても、シンボルマークなどの部分的な使用であれば認める。
(2) 営業用広告物	<p>①基本方針 公園利用者に不快感や過度の印象を与えることのないようにするとともに、利用動線、利用拠点における風致の保護に留意する。市街地や集落においては、町並みとの調和が図られるよう努める。</p> <p>②設置場所 現に営業を行っている敷地以外には設置を認めないが、施設が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。 また、多数設置される場所においては、集合看板とする。</p> <p>③規模、材料、デザイン、色彩 前記(1) 指導標、案内板の取扱いに準じる。</p>
4 植物の採取、損傷	<p>学術研究や生態調査等のために許可を得て採取、損傷をする植物の数量は、必要最小限とする。</p> <p>また、公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避けることとする。</p>

(2) 公園事業

事業決定の内容及び「道立自然公園事業取扱要領」（平成12年11月17日付け自然第898号環境生活部長通知）によるほか、次の取扱方針によるものとする。

ア 集団施設地区

地区	計画の種類	取 扱 方 針
賀老高原	基本方針	<p>駐車場、園地、野営場、山小屋、給水施設など、各種施設の整備の必要性を十分に考慮した上で総合的に配置し、無秩序な開発を行わないよう関係機関との調整を図る。</p> <p>また、建築物等のデザインは統一性のあるものとする。</p>
	駐車場	既設の駐車場があり、今後の利用動向を勘案して、改良等の整備を進める。
	園地	現在、公衆便所、展望台、水飲み場、園路等が整備されており、今後の利用状況を勘案して、改良・整備を進める。
	野営場	現在、整備されている施設の利用動向を勘案して、施設の改良・整備を進める。
	山小屋	未整備であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	給水施設	今後の利用動向を勘案して、既存施設の改良・整備を行う。
	その他	極力、立木の伐採等の自然改変が少ない工法を選択すると

(管理用車道)	ともに、歩道の動線との重複を極力避けるよう配置する。
---------	----------------------------

イ 単独施設

計画の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	基本方針	森林、海蝕崖、溪谷等多種多様で優れた風致景観を維持するため、今後の道路整備に当たっては、自然改変を最小限とするとともに、周辺の植生や野生動物に与える影響に配慮する。 付帯施設の取扱い等については、前記(1)「許可、届出等取扱方針」の1「工作物」の(2)「道路」に準じる。
	海岸周回線 (一般国道 229号)	公園利用の幹線車道及び地域住民の生活・産業道路として位置付けられている。 今後の線形改良等整備に当たっては、自然改変を最小限とし風致の維持に配慮する。
	泊川溪谷線 賀老溪谷線	改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮するとともに、野生生物へ与える影響についても配慮する。 なお、未整備区間については、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	狩場山麓縦貫線	公園利用の幹線車道として位置付けられている。 改良等の整備に当たっては、自然改変を最小限とし風致の維持に配慮するとともに、野生生物へ与える影響についても配慮する。
	馬場川線	改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮する。
	太櫓海岸線	地域住民の生活・産業道路として利用されている。 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮する。
	2 道路 (歩道)	スナフジ沼線
狩場山登山線		狩場山頂上に至る登山歩道として利用されている。 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮するとともに、指導標、解説板等の整備や植物の保護対策を図る。
前山登山線		狩場山頂上に至る登山歩道として利用されている 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮するとともに、指導標、解説板等の整備や植物の保護対策を図る。
オコツナイ沼線		オコツナイ沼を採勝するための歩道として計画があるが、整備はされていない。当地区の利用あり方を検討した上で取り扱う。
茂津多岬探勝線		茂津多岬を採勝するための歩道として利用されている。 改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮するとともに、指導標、解説板等の整備や植物の保護対策を図る。

	狩場山連絡線	<p>狩場山頂上に至る登山歩道として利用されている。</p> <p>改良に当たっては、自然改変を最小限とし、風致の維持に配慮するとともに、指導標、解説板等の整備や植物の保護対策を図る。</p>
3 運輸施設 (係留施設)	第二栄浜埠頭	現在、公園利用に供される旅客船は運行されていないので、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	須築埠頭	現在、公園利用に供される旅客船は運行されていないので、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
4 宿舎	基本方針	<p>宿泊施設は必要最小限とし、施設の取扱い等については、前記(1)「許可、届出等取扱方針」の1「工作物」の(1)「建築物」に準じる。</p>
	須築	この宿舎計画は、須築市街地の普通地域内に位置しており、現在数軒の民間の旅館がある。この地区の宿舎利用目的は、狩場山登山と海水浴等であり、今後の取扱いは、これら利用目的を考慮したものとする。
	千走温泉	<p>この宿舎計画は、島牧村郊外の第3種特別地域内に位置しており、江ノ島地区及び狩場山登山等の公園利用拠点として計画されている。</p> <p>今後の取扱いは、これら利用目的を考慮したものとする。</p>
	熊戻溪谷上流 (山小屋)	<p>この宿舎計画は、熊戻溪谷上流の第3種特別地域に位置しており、狩場山登山等の公園利用拠点として計画されている。</p> <p>今後の取扱いは、これら利用目的を考慮したものとする。</p>
5 避難小屋	狩場山山頂	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
6 園地	基本方針	地区の利用動向を十分勘案し、かつ風致の維持に十分留意して整備を進めることとし、付帯施設の取扱いについては、前記(1)「許可、届出等取扱方針」に準じる。
	弁慶岬	弁慶岬における優れた海蝕崖景観を眺望する施設として、駐車場、公衆便所、レストハウス、園路などが整備されている。今後は利用動向を踏まえながら改良・整備を行う。
	白竜の滝	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	江の島	ほかに海水浴場、駐車場の利用計画があり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	北国澗	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	栄浜	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	白糸岬	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。

	滝床前	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	茂津多岬	この地区は、展望の拠点として計画されており、広場はあるが、施設は未整備であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	須築	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	立象山	この地区は、眼下の三本杉をはじめ、茂津多岬及び狩場山系の展望地であり、展望台、駐車場、公衆便所、あずまや等がある。今後の施設整備に当たっては、利用動向を勘案しながら施設の規模、内容等を十分検討し、その整備を進める。
	水垂岬	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	スナフジ沼	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	賀老の滝	賀老の滝を展望する利用拠点として園路が整備されているが、施設の一部が老朽化している。今後の改良・整備に当たっては、利用者の安全確保と風致の保護に十分留意する。
	狩場山麓	この地区は、島牧村と北檜山町の町界にあり、狩場山系の渓谷や奥尻島を展望することができる位置にある。今後の整備に当たっては、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	熊戻溪谷入口	この地区は、熊戻溪谷の展望地として計画されており、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	熊戻溪谷上流	この地区は、狩場山登山及び熊戻溪谷探勝の拠点として利用されており、今後は、利用動向を勘案しながら施設の規模、内容等を十分検討し、その改良・整備を進める。
7 野営場	基本方針	この地区の利用動向を十分勘案し、かつ風致の維持に十分留意して整備を進めることとし、付帯施設の取扱いについては、前記(1)「許可、届出等取扱方針」に準じる。
	須築	未整備の状態であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	立象山	三本杉海水浴場等利用者の拠点野営場として、炊事棟、公衆便所、駐車場などが整備されており、周辺には遊歩道及び広場がある。 今後は、利用動向を勘案しながら施設の規模、内容等を十分検討し、その改良・整備を進める。
	熊戻溪谷上流	狩場山登山及び熊戻溪谷探勝の拠点野営場として、利用動向を勘案しながら施設の規模、内容等を十分検討し、その改良・整備を進める。

8 海水浴場	基本方針	地区の利用動向を十分勘案し、かつ風致の維持に十分留意して取り扱うこととし、付帯施設の取扱いについては、前記（１）「許可、届出等取扱方針」に準じる。
	政泊	公衆便所が整備されているが、施設が老朽化しているため、利用動向を勘案しながら取り扱う。
	豊浜	ほかに駐車場計画もあり、利用動向を勘案して取り扱う。
	江の島	ほかに園地及び駐車場の計画があり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
9 駐車場	基本方針	公園利用者はほとんどが車で訪れるため、利用動向を勘案して、規模、内容等を十分検討して取り扱う。
	政泊	海水浴場も計画されていることから、利用動向を勘案しながら取り扱う。
	豊浜	海水浴場も計画されていることから、利用動向を勘案しながら取り扱う。
	江の島	園地及び海水浴場の計画もあり、利用動向を勘案しながら取り扱う。
	須築	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	スナフジ沼入口	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	熊戻溪谷上流	今後の整備に当たっては、風致の維持に十分配慮して進める。
	馬場川	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。

3 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設

施設の整備に当たっては、周辺の風致景観や自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいの推進に資する施設、高齢者や障害者等も安全で快適に利用できる施設の整備を進め、適切な維持管理に努める。

また、全体的に既存施設が老朽化してきており、補修改良に当たっては計画的に整備を進め、可能な施設についてはバリアフリー化することとし、特に公衆便所については、快適に公園を利用してもらうため、水洗化に向けた整備を進める。

(2) 一般公共施設

各種防災施設等の整備工事については、風致の維持に十分留意して進めるものとする。

4 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

公園区域内には、地域を特徴付けている特異な地形や植生などが観察できる場所も多いので、解説板等を適切に配置する。

また、自然教育活動や自然観察会等を行う場所として最適地であり、各種団体や関係機関が協力して、自然解説に関する資料の作成・配付等を行い、専門の講師による自然観察会、探鳥会等の行事が定期的開催されるよう努める。

(2) 利用の規制

ア 自動車等の規制

公園利用者の入り込みは、ほとんどが一般車両によるものであり、主要利用地点においては、適切な規模の駐車場を整備する。

また、道路・駐車場等以外の場所への自動車、オートバイ及び自転車（マウンテンバイク）等の無秩序な乗り入れをしないよう、要所に注意標識や車止めを設置するなどして、啓発を図る。

イ 植生保護のための立入規制

山岳地域の高山植物群落、特に大平山の石灰石植生には固有種も多くみられ、学術的にも貴重であるため、要所に注意標識や植生保護柵を設置するなどして、登山者が登山道以外の場所へ無秩序に入らないよう、啓発を図る。

ウ 野営の規制

野営場以外の場所での無秩序な野営は、安全面や植生保護の面から問題があるので、野営場の適切な管理を図り、野営場以外の場所での野営の防止などについて、関係機関の協力を得ながら指導する。

エ 利用マナーの徹底

公園利用者の増加に伴い、ゴミ・空き缶等の投げ捨てや、植生の踏み付け等による自然生態系への悪影響が懸念されるため、利用者に理解、協力を求めるなどマナーの周知徹底を図る。

オ 静かな環境の維持

利用拠点での案内放送、音楽放送等の取扱いには十分留意し、静かな環境の維持に努める。

カ 新しい利用形態への対応

スノーモービルの無秩序な乗り入れをしないよう、関係機関・団体と連携を図って指導する。

また、歩くスキー、ホーストレッキングなどは、自然探勝・自然体験などのためには注目すべき利用形態である一方、任意に動線を設定できることなどから、無秩序の行われた場合には公園の風致の維持や野生生物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれもあるため、実施に当たっては十分配慮するよう、また従来から行われている利用

(風景環礁、野鳥観察等) と調和した秩序ある利用が行われるよう、指導する。

(3) 利用者の安全対策

各利用拠点等で整備した各種施設については、各施設管理者間で連絡を密にして、利用者の安全確保に万全を期する。

特に、歩道に設置されている吊橋等の橋梁については、定期的な点検と適切な維持管理を行い、安全確保に留意する。

海水浴場や海岸線にある利用拠点地においては、南西沖地震の津波を教訓として、非常災害時における避難誘導等について検討する。

また、ヒグマが高密度に生息している地域であるので、野営所・園地等の利用拠点における食料やゴミの取扱いに十分留意するよう、指導を徹底する。さらに、これらの場所におけるゴミ箱の改良や食料保管コンテナの設置等を検討する。

各利用拠点等に所在する立木のうち、倒壊・落枝等の危険性があるものについては、各所有者及び管理者が適切に処置し、利用者の安全確保を図る。

5 地域の美化修景に関する事項

美化清掃計画

当公園の美化清掃は、各公園利用施設について、それぞれの設置管理者が実施しており、また、公共的施設についても地元市町村が主体となって行っている。

今後、余暇活動の場として利用者の増加が考えられることから、美しい自然公園としてのイメージを損なわないよう地域住民と関係機関が一体となって、一斉清掃など計画的な美化清掃に取り組む。

さらに、ゴミの持ち帰りについて、関係機関・団体等の協力の下に、公園利用者に周知徹底を図る。